

熊本県産あさり販売協力店認証制度



熊本県では、熊本県産あさを適正に流通させ、販売をする流通体制を確保し、熊本県産あさりの普及と販売を促進するために、原産地が証明された「熊本県産あさり」を消費者に販売いただく店舗を認証する「熊本県産あさり販売協力店認証制度」を開始しました。

認証に際して、審査費用等は発生しませんが、認証の準を満たすとともに、申請手続き、アプリへの登録等を行うことが必要です。

認証基準

- 産地証明支援システムを利用した方法により発行される熊本県産あさりであることを証する書面の売り場への掲示、その他の消費者が熊本県産あさりであることを容易に確認できる措置を講じること。
- 熊本県産あさを仕入れるまでの流通経路を明らかにすること。
- 熊本県産あさりの仕入数量及び販売数量を県に報告すること。
- 熊本県産あさりの販売記録、その他の熊本県産あさりの仕入及び販売に係る書面等の備付けと保存を行うこと。
- 県が認証を取り消した場合の協力店の名称及び事由の公表に同意すること。
- 熊本県産あさり以外のあさを販売する場合は、熊本県産あさり以外のあさが熊本県産あさに混入しないように必要な措置を講ずること。

販売までの流れ

申請書等を提出

認証基準を満たし、仕入れ経路を明示の上、申請書等を提出

産地証明支援システム参加への準備

アプリのユーザー登録などの事前準備

認証書の交付

申請内容の審査後、認証書の発行、郵送

産地証明書の発行

産地証明支援システムにて産地証明書を発行
販売の際は、販売登録・入荷登録を行いQRコードの情報を更新

事後報告

毎年度、県産あさりの仕入数量及び販売数量を報告

お問い合わせ先

熊本県農林水産部水産局水産振興課 企画・流通促進班
〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1
電話番号：096-333-2457
FAX：096-382-8511
E-mail：suisanshinkou@pref.kumamoto.lg.jp

熊本県HP

詳細はこちら

